

# 榎戸

## 稲城榎戸土地区画整理事業のお知らせ (No.44)

令和3年11月26日

稲城市役所 都市環境整備部 区画整理課 (市役所3階)

電話 042-378-2111 内線344・345

【区画整理課HP】

稲城市HPではお知らせのカラー版が御覧いただけます。

■アクセス方法 [トップページ](#)>[市政の情報](#)>[まちづくり](#)・住宅

>[土地区画整理事業](#)>[市施行土地区画整理事業](#)>[土地区画整理事業のお知らせ](#)



日頃より、榎戸土地区画整理事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 今回のお知らせは、①令和3年度事業進捗状況について、②審議会の開催状況、③第五次稲城市長期総合計画についてのご説明(報告)、④横断指導線の設置について、をお知らせいたします。  
 関係権利者の皆様方には、今後ご理解ご協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。



### ① 令和3年度事業進捗状況について

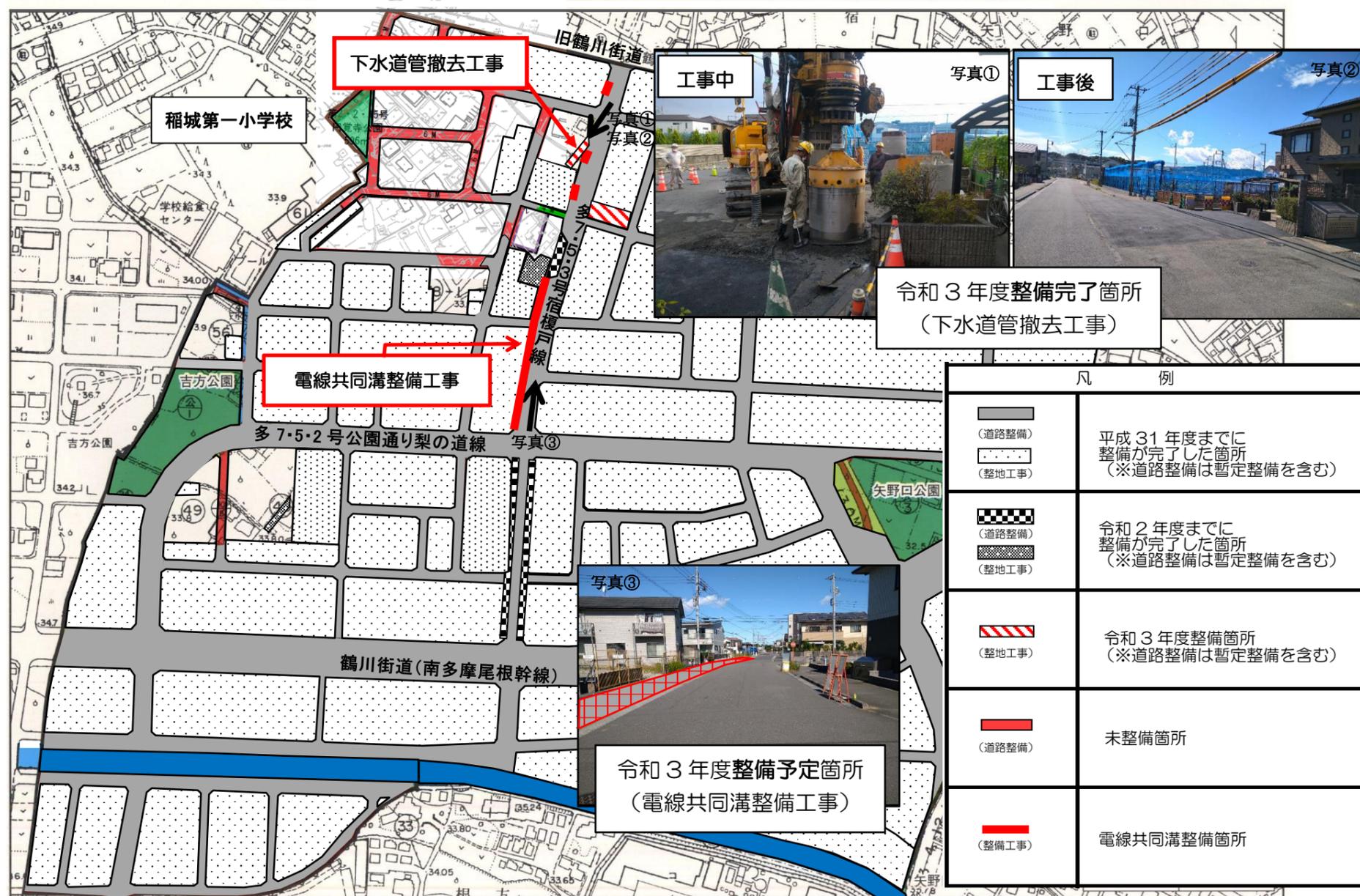
令和2年度は、多7・5・3号宿榎戸線において、多7・5・2号公園通り梨の道線との交差点部より南側部分の電線類等の地中化を図るための電線共同溝整備工事、北側部分の未整備箇所の道路築造工事を行いました。

令和3年度は、昨年度に引き続き旧吉方通りに埋設されていた下水道管の撤去工事や整地工事等を実施し、9月末をもって無事に完了いたしました。

また、多7・5・2号公園通り梨の道線との交差点部から北側部分の電線共同溝整備工事を11月から予定しております。

皆さまには大変ご不便等をお掛けいたしますが、引き続きご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業計画図



### ② 審議会の開催状況

開催日	内 容
第89回審議会 令和3年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 事業計画について</li> <li>評価員の選任について(諮問)</li> <li>特別の宅地に関する措置について(修正) 法第95条第1項第1号該当地(墓地)(諮問)</li> <li>仮換地指定について(諮問)</li> <li>保留地の決定について(諮問)</li> <li>仮換地の変更について(軽微な変更の報告)</li> <li>多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例 及び多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理審議会運営規則の改正について</li> <li>第五次稲城市長期総合計画について</li> </ul>

### ③第五次稲城市長期総合計画についてのご説明（報告）

稲城市では様々な情勢を鑑みつつまちづくりに必要な視点を考察し、地域社会の持続的な発展とより豊かな市民生活を実現するため、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針となる総合計画を10年ごとに策定しています。

第四次稲城市長期総合計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）に引き続き、これからのまちづくりの指針となる第五次稲城市長期総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定いたしました。稲城榎戸土地区画整理事業地内につきましては、令和10年度末までの事業完了を目指していることから、財政状況を考慮し、今後8年で整備させていただきたい区域について、ご説明（オープンハウス実施）のご案内（8月に配布）のとおり「第五次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」を策定いたしました。

つきましては「第五次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」についての、個別対話方式（オープンハウス）によるご説明を実施いたしましたので、結果をご報告させていただきます。

※個別対話方式（オープンハウス）による説明は終わりましたが、ご質問等がございましたら下記までご連絡いただければご対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。



#### 1. 開催状況

- ①日 時：令和3年8月16日（月）15:00～20:00  
会 場：矢野口自治会館
- ②日 時：令和3年8月19日（木）15:00～20:00  
会 場：矢野口自治会館
- ③日 時：令和3年8月22日（日）09:00～12:00・13:00～17:00  
会 場：市役所6階 601,602 会議室

#### 2. ご説明内容

・榎戸地区の進捗状況のご説明と第五次稲城市長期総合計画期間内（令和3年度から令和10年度）の施行計画についてご説明をいたしました。

・今後、移転にご協力いただく権利者の方には、現段階での移転実施計画、移転補償金の考え方、についてご説明をいたしました。

#### 3. ご質問・ご回答の例

Q 移転の際はいつ頃から話に来るのか？

⇒A 1、2年前頃から協議を開始させていただきます。建物調査をさせていただき、移転補償金の算定を行います。

Q 建物の補修等は行って良いのか？建替えはして良いのか？

⇒A 補修は行っていただいて問題ありません。従前地（ご移転前）での建替えをお考えの際は、事前に区画整理課にご相談をお願いします。

Q 現在、未整備となっている「多7・5・2号公園通り梨の道線」は、いつ頃整備されるのか？

⇒A 整備時期は未定となっております。こちらの道路につきましては、榎戸地区のシンボルロードとして道路を整備していくことを検討しており、道路の構想について、榎戸土地区画整理審議会や地域団体（矢野口自治会、一小・三中PTA等）から選出された地域住民で構成される【通称：梨の道検討会】にて、現在協議を行っております。協議の進捗状況につきましては、今後の「榎戸地区のお知らせ」で随時報告してまいります。

### ④横断指導線の設置について

多7・5・3号宿榎戸線と多7・5・2号公園通り梨の道線との交差点部につきまして、これまでは警察からは梨の道線の道路が未整備であることを理由に、横断歩道が設置できない状況でございました。

しかし、以前より近隣住民からの横断歩道設置の要望が多く寄せられていたことから、稲城市と多摩中央警察署とで再度協議を行い、将来的には横断歩道が設置される予定であることから、市で設置することができる「横断指導線」を設置することが可能となりました。

「横断指導線」は、交通管理者である警察が設置する横断歩道とは異なり、道路交通法上の「横断歩道」には該当しないため、法的な強制力はございません。歩行者へ対しては、横断の誘導を、車両の運転手に対しては、歩行者が横断することへの注意喚起を目的としております。

こちらは令和3年7月28日（水）に右図のとおり2箇所設置をし、正式な横断歩道が設置されるまでの期間、暫定的に設置をいたします。

交差点での事故を未然に防ぎ、歩行者の安全を守るため、運転手の方は仮停止線（点線）での一時停止を、歩行者の方は指導線の積極的な利用をお願いいたします。



※消防署からのお願い

横断指導線①

仮停止線①

区画整理地区内で119番通報をされる場合は、住所とともに、区画整理地区内であることをお伝えください。

事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課事業係までお気軽にご連絡ください。

連絡先：042-378-2111（内線344・345） 担当：城所・鷹合・亀澤

